

Ⅲ

県土整備部の事業





道路

徳島東環状線(末広住吉工区)

主要事業

高規格道路

徳島県の道路網の骨格となる高規格道路は、県内を吉野川沿いに東西に縦断する四国縦貫自動車道、県東部の都市区域を南北に横断する四国横断自動車道、近畿圏と結ぶ本州四国連絡高速道路(神戸淡路鳴門自動車道)で構成されています。



四国横断自動車道
(徳島津田IC～徳島沖洲IC)

地域高規格道路

地域高規格道路は、四国縦貫・横断自動車道などの高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を形成し、地域発展の核となる都市圏の育成や、地域相互の交流促進、空港、港湾等の広域交流拠点とを連結させるもので、その果たすべき機能・役割から交通の状況に応じて、路線全体としておおむね60km/h以上の速度サービスを提供できる質の高い道路です。



阿南安芸自動車道
(日和佐道路由岐IC)

交通・連携を推進する道路の整備

徳島市と各圏域の主要都市間や、これらの主要都市と周辺地域間を連絡し、交流人口の拡大や地域産業の活性化を促進するとともに、豊かな生活の実現を支援する広域交通ネットワークの整備に取り組んでいます。

安全・安心な暮らしを支える道路の整備

災害発生時における通行を確保する防災対策や、人命救助・救援物資の広域的な輸送を行うための道路整備を行うとともに、通学路等の安全対策など、安全で安心できる生活の実現を支援するネットワークの整備に取り組んでいます。

都市部の渋滞対策

自動車交通への依存度が高い徳島県では徳島市周辺における交通渋滞が深刻な状態となっています。これは、本県の幹線道路である一般国道11号、55号、192号が徳島市中心市街地でT字状に交差し、1点集中型の道路網となっていることや、吉野川をはじめとする橋梁取合部等にも局部的な渋滞が発生しているためです。

これらの道路交通問題を解消するため、一般道路及び高規格道路との連携を強化し、効率的な市街地形成、都市の健全な発展を図るため、環状道路等の整備を進めています。



一般国道11号渋滞状況

注目ポイント

四国8の字ネットワークの整備

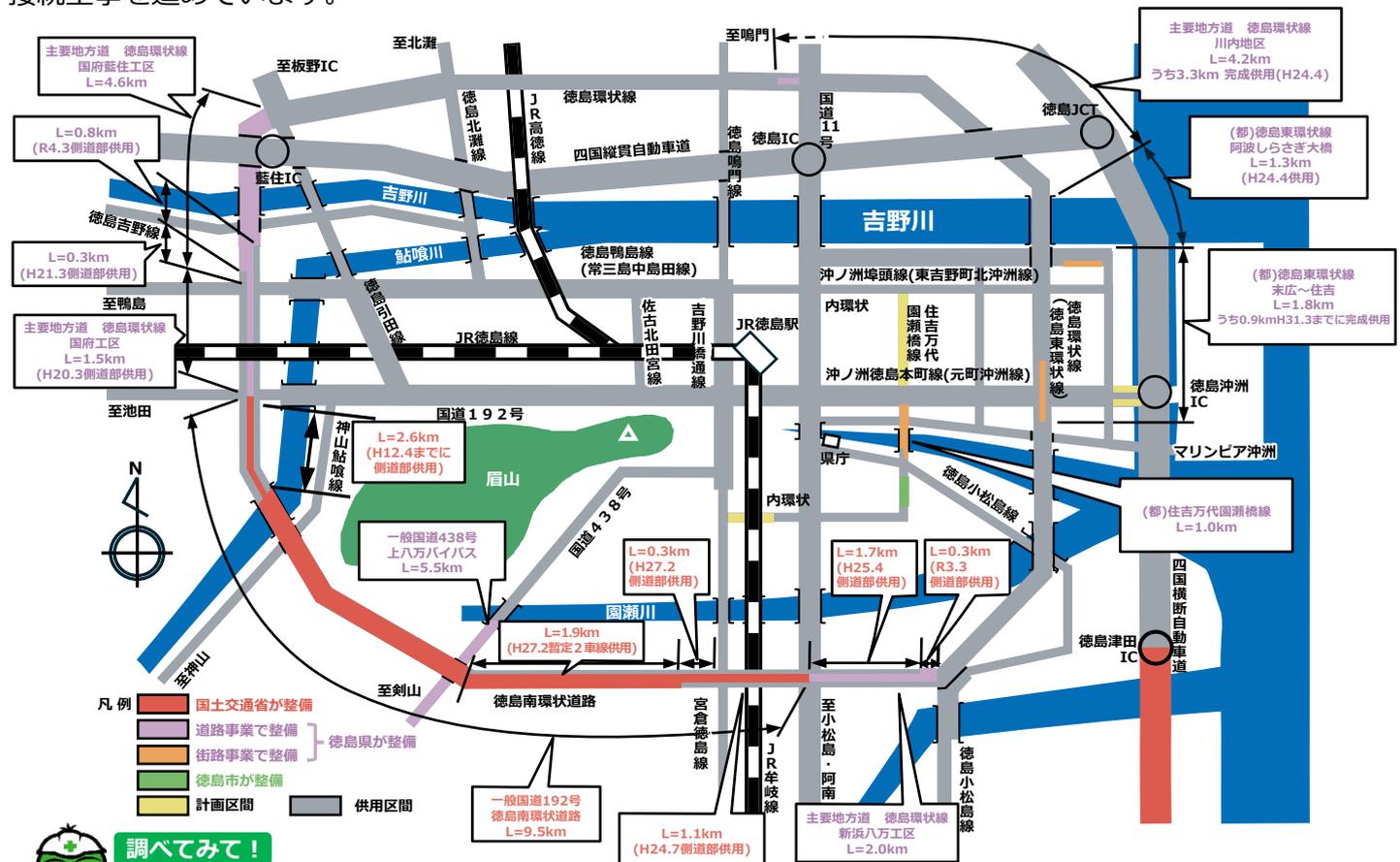
地域経済の効率化や観光の活性化を図り、南海トラフ巨大地震や豪雨災害発生時には迅速な救援・復旧活動支援など「命の道」となる高規格道路網「四国8の字ネットワーク」の早期整備を推進しています。

徳島県の高規格道路の沿革	
昭和60年 6月	大鳴門橋 開通
昭和61年 1月	明石海峡大橋 着工
平成 6年 3月	四国縦貫自動車道(藍住IC~脇町IC) 開通
平成10年 4月	明石海峡大橋 開通により 本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道 全線開通
平成12年 3月	四国縦貫自動車道(徳島IC~川之江東JCT) 全線開通し 四国の4県都が高速道路により直結
平成13年 3月	四国横断自動車道(板野IC~高松中央IC) 開通
平成14年 7月	四国横断自動車道(鳴門IC~板野IC) 開通し 神戸淡路鳴門自動車道と連結
平成18年 2月	国幹会議により「徳島沖洲IC~鳴門IC」が会社施工方式 「阿南IC~徳島沖洲IC」が新直轄方式で整備されることが決定
平成21年 4月	国幹会議で高松自動車道が4車線化整備計画に位置づけ
平成24年 4月	会社施工方式による高松自動車道の4車線化工事 着手
平成27年 3月	四国横断自動車道(徳島IC~鳴門JCT) 開通し 四国縦貫自動車道と連結
平成28年 8月	「阿波PA付近(7.5km)」付加車線設置 決定
平成31年 3月	高松自動車道 全線4車線化 完成
平成31年 3月	「脇町・美馬間(4.8km)」付加車線設置 決定
令和元年 9月	「藍住・川之江東間(55km)」優先整備区間 選定
令和 2年 3月	「土成・脇町間(7.7km)」4車線化 決定
令和 3年 3月	四国横断自動車道(徳島津田IC~徳島沖洲IC) 開通 「阿波PA付近(7.5km)」4車線化 完成
令和 4年 3月	四国横断自動車道(徳島沖洲IC~徳島JCT) 開通
令和 6年 3月	「美馬・吉野川SA間(4.8km)」4車線化 決定



環状道路の整備

徳島東環状線(末広住吉工区)では、令和10年度の完成供用に向け、北から延伸する高架橋と末広大橋との接続工事を進めています。



調べてみて!

徳島東環状線 工事状況

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/5012048/>



河川

加茂谷川

主要事業

河川改修

浸水被害の軽減を図るため、河川整備の基本となるべき方針に関する「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備に関する「河川整備計画」に基づき、飯尾川や園瀬川など、吉野川水系の9河川、那賀川や岡川など、那賀川水系の5河川、立江川や福井川など、二級河川の8河川において、堤防や護岸の整備など、治水安全度の向上に向けた河川改修を実施しています。

また、河川改修後における従前の流下能力を確保・維持するため、河道掘削や樹木伐採を実施しています。



園瀬川整備状況



岡川整備状況

老朽化対策

高度成長期に建設された水門や排水機場などの大規模な河川管理施設は、老朽化等により一斉に更新時期を迎え、更新費用が増大する恐れがあります。このため、打樋川排水機場をはじめとする重要度の高い河川管理施設について長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を行い、ライフサイクルコストの縮減を図っています。



打樋川排水機場

地震・津波対策

撫養川や日和佐川、福井川など、高潮や津波の遡上により被害が生じる恐れのある河川において、堤防の高上げや液状化対策を行うとともに、水門の耐震化により震災時の死者ゼロの実現を図っています。



撫養川



堤防高上げ

流域治水

激甚化・頻発化する水害や土砂災害等に備えるため、あらゆる流域関係者が協働して、「流域治水」を推進していくことが求められています。

このため、県においては、令和4年5月までに県下全ての一級および二級水系で策定した「流域治水プロジェクト」のもと、河川・海岸堤防の地震・津波対策や無堤地区等での堤防整備などのハード対策に加え、確実な住民避難につなげるための河川監視カメラによる防災情報の発信や中小河川も含めた洪水浸水想定区域図の公表などのソフト対策が一体となった「流域治水対策」を実践し、あらゆる関係者とともに減災対策を推進していきます。



流域治水プロジェクト <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokatata/kendozukuri/kasen/5049660/>

ダム

正木ダム、宮川内ダム及び福井ダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダム管理設備の長寿命化や改良を進め、ダム機能の維持や向上を図っています。



正木ダム

環境保全

大津田川等において、地域の歴史や文化に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全する河川整備、河川管理に取り組んでいます。



大津田川のオグラコウホネ(水草)

海岸保全施設の整備

海岸保全基本計画に基づき、今津・坂野海岸における大規模突堤整備等の侵食対策、鳴門海岸における破堤防止等の津波・高潮対策、日和佐港海岸等における防波堤等の改良等を実施しています。

さらに、穴喰海岸等における老朽化対策を実施することにより、防護・環境・利用への配慮はもとより、地域の特性を生かした安全で地域に親しまれる海岸づくりを図っています。



今津坂野海岸
(侵食対策)



鳴門海岸
(破堤防止対策)



直轄事業

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考えに基づき、吉野川・那賀川水系において堤防整備や早明浦・長安口・小見野々のダム再生などの対策が進められています。

南海トラフ巨大地震に備えるため、旧吉野川・今切川、派川那賀川等において地震・津波対策が進められています。



吉野川「沼田箇所」



小見野々ダム

吉野川・那賀川の大規模事業

●吉野川の整備

無堤地区の解消を図るため、吉野川では、美馬市美馬町「沼田箇所」、東みよし町「加茂第二箇所」、つるぎ町「半田箇所」、東みよし町とつるぎ町を跨ぐ「毛田箇所」等、旧吉野川では、松茂町「中喜来箇所」、「広島箇所」で堤防整備等が進められています。

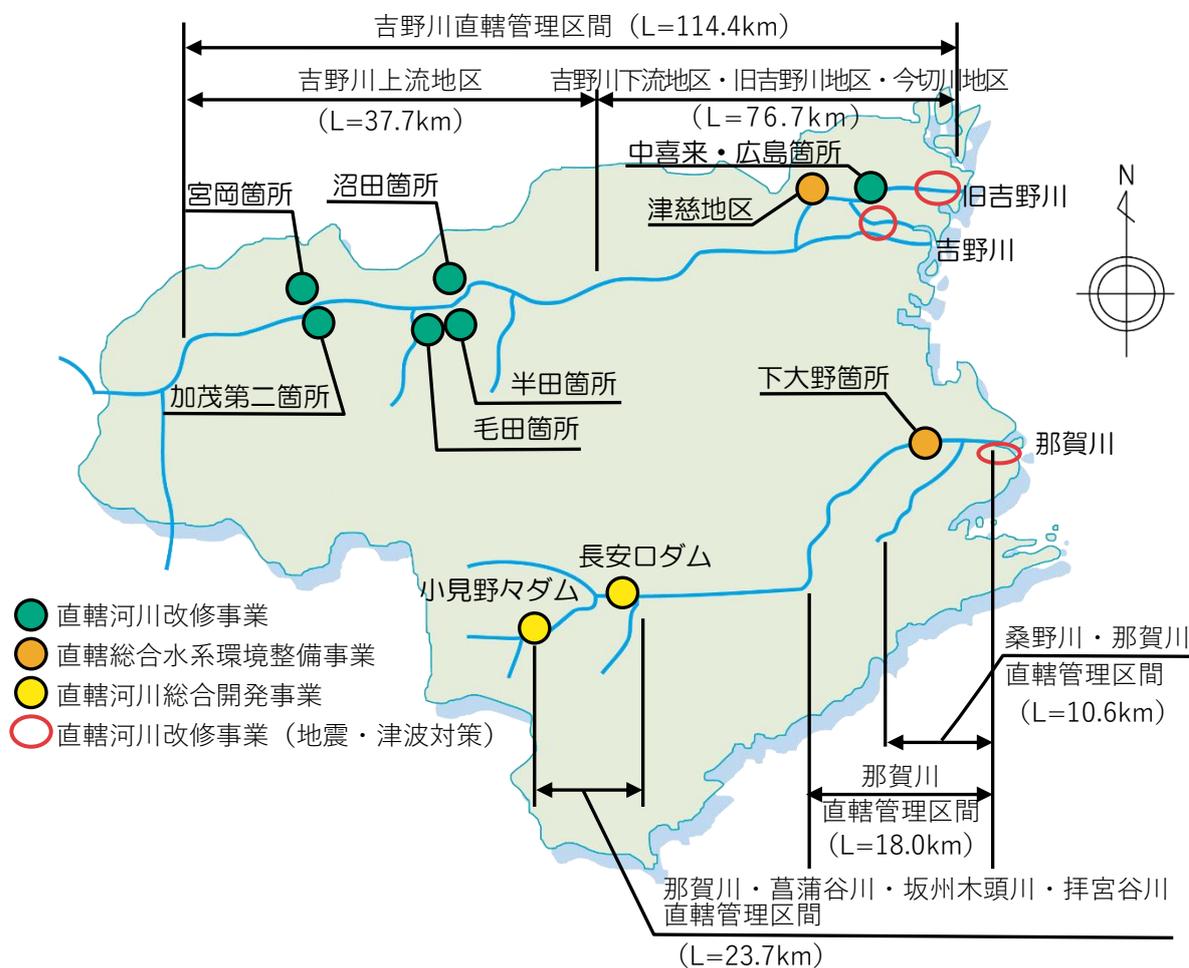
旧吉野川・今切川下流域では、河川堤防の嵩上げ、液状化対策など、地震・津波対策が進められています。また、旧吉野川の「津慈地区」で多様な生物が生息・生育できる環境の創出が進められています。

●那賀川の整備

那賀川・桑野川流域では、無堤地区の解消、また那賀川では侵食対策や河道掘削等が進められています。桑野川下流域では、阿南市「原ヶ崎箇所」で河川堤防の嵩上げ・液状化対策の実施などにより、地震・津波対策が進められています。

那賀川流域の洪水被害の軽減、流水の正常な機能維持のため、長安ロダムでは堆砂除去や長期的堆砂対策の検討等が進められており、小見野々ダムでは実施計画調査が進められています。

また、多様な生物が生息・生育できる環境の創出が進められています。



吉野川「加茂第二箇所」堤防整備(R6.12月時点)
(国土交通省徳島河川国道事務所提供)



地震・津波対策事業(R6.12月時点)
(国土交通省那賀川河川事務所提供)



徳島駅周辺

主要事業

都市計画

都市計画とは、都市計画法において「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるもの」とされています。

都市計画の第一歩は、都市計画を立てるべき区域、すなわち都市計画区域を定めることです。都市計画区域は行政区域にとらわれず、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定されます。

都市計画区域においては、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(通称：都市計画区域マスタープラン)に即して①土地利用の計画、②都市施設の整備の計画、③市街地開発事業に関する計画が定められます。

県都のまちづくり構想

徳島東部都市計画区域内の徳島駅周辺では、「県都のにぎわい」を創出するため、県市協調によるまちづくりに取り組んでいます。



鉄道の高架化

徳島市内の円滑な都市交通の確保と、健全な市街地の発展を図り、魅力ある都市づくりを促進するため、既に完成した佐古駅付近の鉄道高架事業に引き続き、徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道高架化及び周辺整備の実現に努めています。



都市公園の整備

公園は、潤いと安らぎのある都市環境を整備する上で重要な役割を担い、レクリエーションの場、環境保全及び災害時における避難地等、様々な効用を人々に提供しています。本県の都市公園について、古いものでは整備後40年以上が経過するなど、一部の施設で老朽化が進んでいます。また、南海トラフ巨大地震などの自然災害に備え、公園が安全な避難場所や広域応援部隊の活動拠点として、施設の防災機能強化など早急な整備が必要となっています。

盛土の規制

令和3年、静岡県熱海市において、大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律規制について、必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」として、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

注目ポイント

鉄道高架事業及び周辺整備

「県都とくしまのグランドデザイン」のもと、県都の魅力度アップのため、回遊性向上や一体的なまちづくりが可能となる鉄道高架の事業化に向け、旧文化センター跡地における車両基地移設を含む、新たな鉄道高架計画を令和6年度に取りまとめました。

引き続き、事業関係者である徳島市やJR四国とともに、検討を進めていきます。



都市公園における機能強化

現在、国際スポーツ大会のキャンプ地となる施設の整備や県民の健康づくり、競技力の向上に資するスポーツ施設の改善に取り組んでいます。

鳴門・大塚スポーツパークでは、令和3年度に陸上競技場ポカリスエットスタジアムのトラック改修工事が完成しました。現在は、令和8年度完成を目指し、オロナミンC球場の内野スタンド・全面改築工事を進めています。

むつみパーク蔵本では、令和3年度にむつみスタジアムの両翼拡張及び防球ネットの整備工事、令和5年度にむつみスイミングの「老朽化」や「熱中症」といった課題に対応したスタンド改築及び大屋根設置工事が完成しました。



盛土規制法

●スキマのない規制

県知事が宅地・森林・農地等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「規制区域」として指定しています。

農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象としています。

●盛土等の安全性の確保

許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、以下を実施します。

- ① 施工状況の定期報告
- ② 施工中の中間検査
- ③ 工事完了時の完了検査

●責任の所在の明確化

盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化しています。災害防止のため必要なときは、土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等の命令が可能となります。

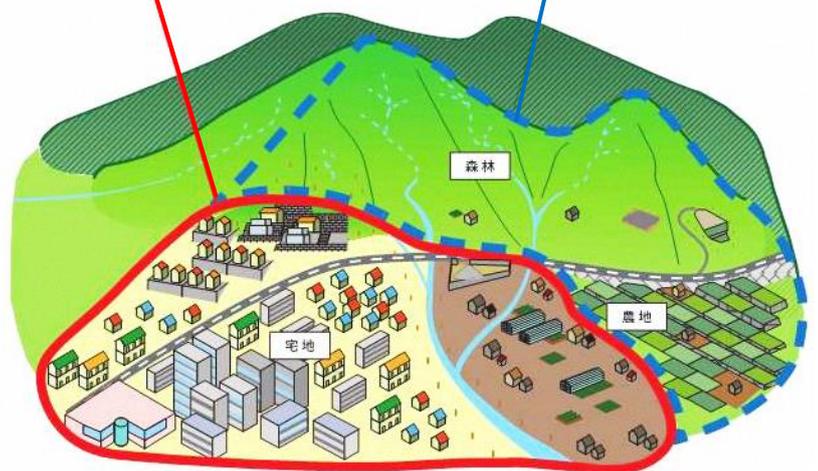
●規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



盛土規制法では「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」を指定します。

住宅 建築

新浜町団地県営住宅2号棟

©笹の倉舎 / 笹倉洋平

主要事業

住宅の耐震化・減災化

木造住宅の「耐震化」への支援制度の充実や普及啓発に努めています。また、助かる命を助ける「減災化」という新たな視点も取り入れ、「耐震化」と「減災化」を両輪に、大規模地震発生時の建物被害による「死者ゼロ」を目指します。



空き家対策

健全な空き家の利活用促進や老朽化した危険な空き家の除却対策を推進しています。

また、「空き家利活用の動機付け」や「空き家管理の啓発」のため、空き家問題解決セミナーの開催や、とくしま空き家ハンドブックを作成し、空き家対策を推進しています。



公営住宅の供給

自力では適正な水準の住宅を確保することが困難な者を対象に、公営住宅の供給を行っています。

耐震性のない住棟や老朽化の著しい住棟がある県営住宅については、PFI手法による民間の資金・ノウハウを活用した団地の集約化建替を実施しています。併せて、福祉・利便施設等の併設による地域サービスの向上や津波避難ビル機能の付加により、地域の防災機能の向上を図っています。



津田松原団地

カーボンニュートラルへの貢献

温室効果ガスの排出抑制に優れる「木材」の利用が進むよう、住宅・建築物の「木造化・木質化」を促進しています。県営住宅「新浜町団地」建替事業においては、先進的なモデルとして、全国初となる「あらわし木造4階建て」共同住宅を実現しました。



とくもく(徳木)プロジェクト
(新浜町団地県営住宅2号棟建替事業)

©笹の倉舎 / 笹倉洋平

注目ポイント

木造住宅の耐震化・減災化

徳島県では、「南海トラフ巨大地震」、「中央構造線・活断層地震」による建物の倒壊や津波等による大きな被害が想定されています。そこで、平成16年度から市町村とともに木造住宅の耐震化を重点的に推進しており、令和3年度からは家具固定や間取りの工夫によって負担の少ない対策で命を守る減災化にも取り組んでいます。

令和6年7月には、全国トップクラスの耐震改修の補助限度額の拡充やリバースモーゲージを活用した耐震改修利子補給事業を創設しております。

▼ before



▼ after



耐震改修状況



調べてみて！

徳島県 まったなし住まいの耐震化
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/taishinka/>

木造住宅への支援事業（事業主体：市町村）

① 耐震診断支援事業(H16～)

耐震診断及び補強計画策定(H29～)への補助

② 耐震改修支援事業(H16～)

耐震改修工事への補助(R6.7～補助上限額200万円)

③ 住替え支援事業(H27～)

除却工事への補助

④ 耐震シェルター設置支援事業(H28～)

耐震シェルター又は耐震ベッド設置工事への補助

⑤ 減災化支援事業(R4～)

相談員派遣及び家具転倒防止器具等の設置への補助
 (非木造も対象)

⑥ 耐震改修利子補給事業(R6.7～)

高齢者世帯に対しリバースモーゲージを活用して耐震改修工事を行う際の借入額に対して利子補給

空き家の除却と利活用

年々増加する「空き家」は地域活力の低下をもたらすだけでなく、地震時に老朽化した空き家が倒壊し道路を閉塞するなど様々な問題を引き起こすおそれがあることから、老朽化した危険な空き家の除却や健全な空き家の利活用の促進等の対策を推進します。

また、平成28年1月に開設した「『とくしま回帰』住宅対策総合支援センター」内に、地方創生に向け、空き家の利活用の相談からコーディネートも含めた「ワンストップ窓口」を設置しています。



◀ before

▼ after



空き家除却



調べてみて！

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター
<https://www.tokushima-akiya.jp/>



空き家活用(美波町)

砂防

山王谷1号堰堤

主要事業

通常砂防

土石流等の土砂災害から人家及び公共施設等を保全するため、勝浦町前山谷ほか12箇所において砂防事業を推進しています。



地すべり対策

地すべりによる災害から人家及び公共施設等を保全するため、三好市有瀬ほか31箇所において、地すべり対策事業を推進しています。



急傾斜地崩壊対策

急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護するため、海陽町川ヨリ西地区ほか6箇所において急傾斜地崩壊対策事業を推進しています。



防災啓発活動

近年、気候変動に伴う異常気象により、全国で水害・土砂災害が激甚化・頻発化しており、ハード整備のみでは防ぎきれない災害も発生していることから、住民避難の重要性が高まっています。

そのため、「逃げ遅れゼロ」を目指し、水防法や土砂災害防止法、流域治水プロジェクト等に基づき、取組を推進するとともに、デジタル技術を活用するなど、分かりやすく実効性の高い避難に関する防災啓発活動を県下全域で実施しています。



注目ポイント

他事業と連携した地すべり対策

地すべり被害の危険性が高まっている箇所において、道路事業と連携した土砂災害対策を実施することにより、対策効果の早期発現、事業の効率化を目指しています。



小中学生向けの防災学習

●防災学習YouTubeの公開(徳島県チャンネル)

<https://www.youtube.com/@tokushimakouhou>



<https://www.youtube.com/watch?v=trJCKVXaiww>



<https://www.youtube.com/watch?v=dd0rgxPFm10>

●防災学習教材及びカリキュラムの作成



調べてみて!

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5040225/>

防災学習におけるデジタルコンテンツの活用

●VR動画で土砂災害を疑似体験



●土石流3D体験シアター

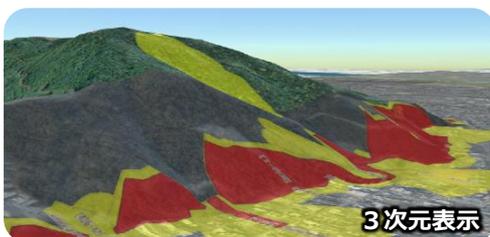
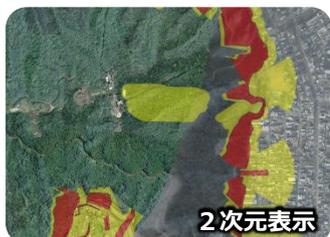
3D映像、において、座席の振動により土石流を体験できます。



土砂災害リスクの3次元表示

県HP「徳島県水防・砂防情報マップ」で公開している、土砂災害警戒区域図や砂防三法に係る指定地図が3次元表示となり、地域の災害リスクをより分かり易く提供できるようになりました。

●土砂災害警戒区域図



調べてみて!

<https://www.dmap.pref.tokushima.lg.jp>

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

●砂防三法に係る指定地図



- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域



水環境

旧吉野川浄化センター「アクアきらら月見ヶ丘」

主要事業

流域下水道

流域下水道とは、複数の市町村区域から下水を受けて処理する下水道です。流域下水道事業では、幹線管渠と終末処理場の建設及び維持管理を都道府県が行い、対象区域の市町村が流域関連公共下水道として、幹線管渠に接続する枝線管渠の整備及び維持管理を行うものです。

徳島県では、旧吉野川流域の2市4町を対象とした、旧吉野川流域下水道の整備を推進しています。

旧吉野川流域下水道事業全体計画の概要	
新規事業採択：平成11年度	処 理 人 口：46,000人
事業着手：平成12年度	日最大汚水量：約30,000m ³ /日
供用開始：平成21年4月1日	幹線管渠延長：約24.7km
関 連 市 町 村	徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町



旧吉野川浄化センター「アクアきらら月見ヶ丘」管理棟



見学案内はこちら！

「アクアきらら月見ヶ丘」の見学案内

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kurashi/shizen/7205286/>

市町村への支援

●水道事業

地方公共団体等が行う水道施設耐震化や老朽対策の補助、水道事業の広域化を市町村と連携して行っています。

●公共下水道

市町村において実施する公共下水道の整備事業を支援するため、出前講座、キャンペーンなどの各種普及啓発活動を、市町や関係団体と連携して行っています。

●集落排水施設

市町村が整備する農業集落排水における、機能強化等の費用に対して補助しています。

●浄化槽

浄化槽の整備促進及び適正管理を図るため、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を行う「個人」に対して市町村が補助する場合等や、市町村自らが浄化槽の整備を行う場合に、その経費の一部を助成しています。

注目ポイント

大規模災害等発生時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定の締結

徳島県では、令和6年8月に、公益社団法人徳島県環境技術センターをはじめ、浄化槽関係団体及び市長会、町村会の皆様と、「大規模災害等発生時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書」を締結しました。被災者個人の生活再建に繋がる復旧支援まで対応できるよう災害対応力強化を図ります。



締結式の様子

●協定締結機関

- 徳島県
- 公益社団法人徳島県環境技術センター
- 一般社団法人徳島県環境保全協会
- 徳島県環境整備事業協同組合
- 徳島県市町村設置型浄化槽整備特別目的会社
- 徳島県市長会
- 徳島県町村会

大規模災害等発生に備えた「断水対策ワーキング」の結成

徳島県では、令和6年1月に発生した能登半島地震の教訓を踏まえ、各市町村や関係機関、協定団体の皆様と、「大規模災害等発生への備えや対策」について議論し、応急給水や応急復旧の手順の確認、住民参加型応急給水訓練を行い、災害対応力強化を図っています。



大規模地震後を想定した応急給水訓練



●参加団体

- 徳島県
- 各市町村水道事業者
- 日本水道協会徳島県支部
- 徳島県管工事業協同組合連合会
- 協同組合徳島県設備協会

豊かな水環境に資する周知・啓発

●水道週間(毎年6月1日から7日)

【主催者】
国土交通省、環境省、都道府県、各市町村の水道事業者

【啓発活動の内容】

- ・水道施設の維持・修繕及び計画的な更新
- ・水道施設・管路の耐震化の促進
- ・水道水源の水量確保や節水
- ・水道水源の水質保全や高度浄水施設の整備
- ・水道事業(浄水場見学、経営や水道料金等)
- ・給水装置に関する制度の正しい知識を身につける



●下水道の日(毎年9月10日)

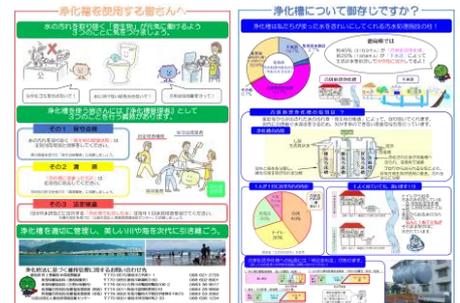
徳島県では、汚水処理の普及促進に向け、毎年関係機関と連携し、街頭キャンペーンを実施しています。

令和6年度は県内ショッピングモール2カ所で啓発活動を行っています。



●浄化槽月間(毎年10月)

浄化槽の維持管理の適正化及び合併処理浄化槽普及のため、県内の食品スーパー4カ所で啓発活動を行っています。



港湾

徳島小松島港(赤石地区)

主要事業

港湾施設の整備

本県では、「効率的な物流体系」、「豊かで潤いに満ちた生活空間の形成」、「国土強靱化」等を目指し、港湾の計画的な施設整備を推進しています。

近年の「社会情勢の変化に伴う船舶の大型化やコンテナ貨物の増加」、「急増するクルーズ需要やクルーズ船の大型化」など、多様化・高度化する港湾への要請に対し、地域環境の保全に充分配慮しながら、港湾の特性と役割に応じた港湾空間の創造を目指しています。



万代中央ふ頭

海岸保全施設の整備

「南海トラフ巨大地震」の切迫性が増す中、徳島県では、甚大な津波被害の発生が懸念されています。

特に、津波の到達時間が短い県南部においては、避難に要する時間確保が急務となっています。

津波から生命や財産を守るため、「陸閘の自動閉鎖化」や「水門」の整備に着手しています。



陸閘の自動閉鎖化



水門の整備(イメージ)

徳島阿波おどり空港の整備

徳島阿波おどり空港では、航空機の損傷軽減と、人命のさらなる安全を確保するため、滑走路端安全区域(RESA)の整備に取り組んでいます。



徳島阿波おどり空港ターミナル

防災・老朽化対策

地震への対策が喫緊の課題である中、県民の安心・安全確保を実現するため、港湾施設の「老朽化対策」や「耐震機能強化」などに取り組むとともに、発災後の速やかな「救援」や「復興」を可能とするため、徳島県南部自動車道などの「緊急輸送道路」と連携した物資輸送経路の構築に努め、国土強靱化を推進しています。

物流機能の強化

徳島小松島港では、徳島南部自動車道と直結したことで「海の玄関口・マリニピア沖洲」、「空の玄関口・徳島阿波おどり空港」をつなぐ「陸・海・空の結節点」が誕生しました。

全国の「高規格道路ネットワーク」に直結された徳島小松島港を新たな四国のゲートウェイへと進化させるべく、「新たな賑わい」を生む交流施設の立地を目指しています。

また、徳島小松島港「赤石地区」では、コンテナターミナルとして、国際貿易拠点としての役割を担っています。

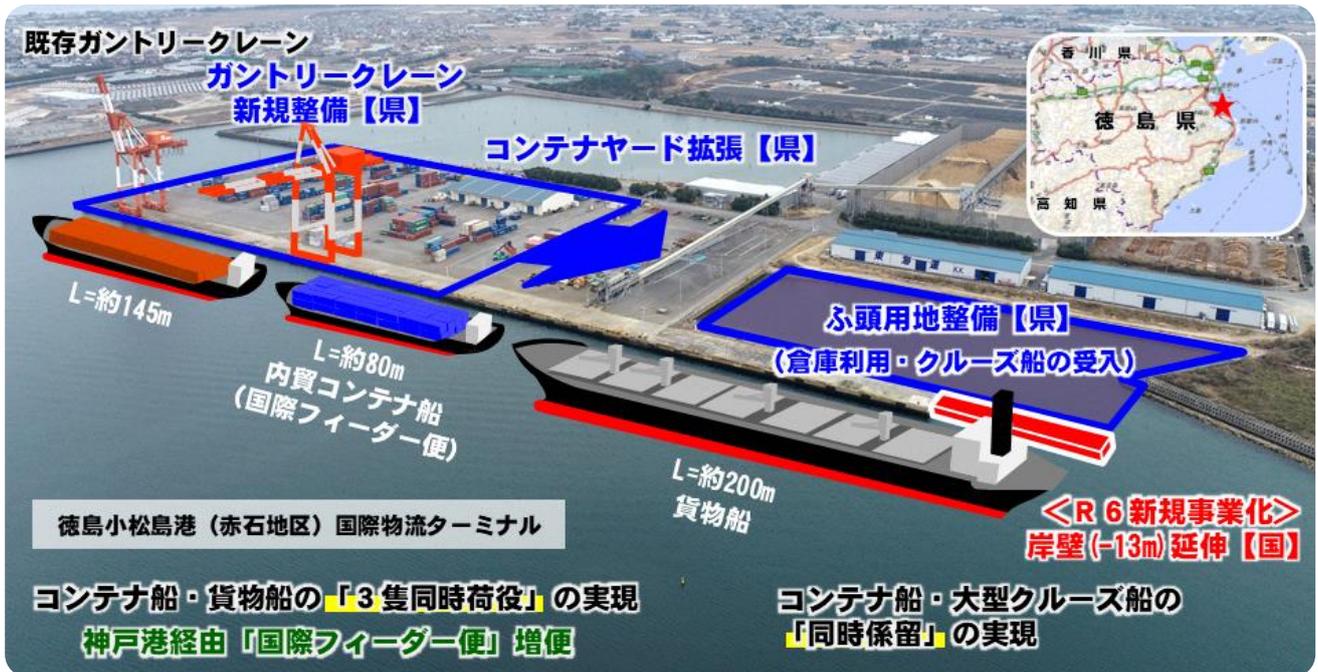
大型岸壁の一部延伸や荷役機械の増設のほか、ふ頭用地等を整備し、物流機能を向上させることで、地域の基幹産業の国際競争力強化を推進しています。

注目ポイント

徳島小松島港コンテナターミナル

本県の国際貿易拠点としての役割を担っている「徳島小松島港コンテナターミナル」は、1万5千トン級のコンテナ船が寄港可能であり、県内唯一のガントリークレーン(吊上荷重48.4t)を運用しています。また、コンテナを場内運搬するリーチスタッカーを3台保有しており、今後は「新規荷主の獲得」や「集荷量の増加」を促進するため、荷主(企業)への助成事業等により「国際貿易の促進」や「地域経済の発展」につなげていきます。

さらに、国と連携した「岸壁の延伸」、「ふ頭用地の整備」に加え、「ガントリークレーンの新規整備」に令和6年度より着手しました。本事業により、国際フィーダー便の増便や、コンテナ船とクルーズ船の同時着岸が容易となるため、受入環境の充実により、物流効率化に伴う地域経済の成長など、「ストック効果の最大化」に努めています。



沖洲(外)地区及び津田地区の港湾整備

● マリンピア沖洲第二期事業

第二期事業は、既に完成している第一期事業の周辺に、徳島南部自動車道の用地、臨港道路等の整備を図り、さらなる物流の効率化を目指すとともに、県民の憩いの場となる緑地を整備します。

● 津田地区活性化整備事業

平成27年度、津田地区にハーフ・インターチェンジの設置が認められたことを契機に、「徳島小松島港津田地区活性化計画」を策定し、平成29年度から令和2年度までに第3水面貯木場を埋立、令和3年度に企業用地を分譲開始、令和4年度に完売しています。

また、令和2年度、津田地区にフル・インターチェンジの連結が認められたことなどを反映させた、「徳島小松島港津田地区活性化推進計画」を策定し、令和5年度から第2水面貯木場の埋立を実施しています。



建設 管理

主要な取組

DX推進による建設産業の 担い手確保・育成

建設産業における担い手の確保・育成を目的とした、DXの推進による生産性向上のための各種講習会や、多様な担い手の確保、安全・健康の確保と処遇の改善を目的とした、資格取得支援、講習会等を開催し、建設産業が将来にわたり持続的に発展できる取組を進めています。

また、小学生を対象に建設産業の紹介や体験を行う出前講座や、体験型イベントの開催、建設業のPR動画の公開等により、将来の担い手へ向けて建設産業の魅力・やりがい発信をしています。



ICTを活用した建設技術の講習会



体験型イベント



調べてみて!

とくしま建設産業web広報

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha_nokata/kendozukuri/kensetsu/7236180/



建設業PR動画公開

建設業の許可及び指導

建設業法に基づき、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業の許可、経営事項審査、その他建設業者に対する指導監督を行っています。

入札・契約制度の改正及び運用の改善

県発注工事等において、より一層の透明性・公平性・競争性を確保し、県土強靱化の加速及び建設産業の持続的な発展を図るため、次の改正及び運用の改善を行います。

●令和7年度の入札・契約制度のポイント

(1) 持続可能な建設産業の構築、担い手確保

【働き方改革の推進】

- ①週休2日の質の向上
- ②予定価格の透明性の向上
- ③重層的下請構造の改善

【建設企業の適正な評価】

- ①建設企業の評価の見直し
- ②工事成績評定の選択制の見直し

【地域の実情に応じた入札方式の適用】

- ①総合評価落札方式の見直し

【就労環境の改善】

- ①最低制限価格の見直し
- ②工事関係書類等の簡素化・適正化の加速

(2) インフラDXの加速

【生産性の向上】

- ①i-Constructionの推進
- ②CCUSの活用促進
- ③CIMの取組加速
- ④リモート型の働き方を拡大

(3) 県土強靱化・レジリエンスの加速

【県土強靱化事業の迅速な執行】

- ①設計金額の事前公表の見直し
- ②技術者の配置要件の見直し
- ③不適格業者の排除

(4) 建設産業への支援

【県内企業の活用促進と負担軽減】

- ①県内企業の活用
- ②講習会の実施等

建設副産物の対策

工事の施工に伴って残土やコンクリート殻などの建設副産物が発生します。その一方で、多量の建設資材を使用しています。そこで、資源の有効利用を図り、生活環境を保全していくため、次のことを基本的な考え方とした建設副産物対策に取り組んでいます。

●発生抑制

発生抑制を考慮した工法・資材の採用

●適正処理の推進

諸法令を遵守した処分を徹底させ、公衆災害や不法投棄等の防止対策を推進

●再利用の促進

現場内利用及び他工事での活用
再資源化施設等の活用によるリサイクルの推進
工作物の機能を確保した上での再生資材の活用

ユニバーサルデザインの推進

年代、性別などを問わず、県民一人ひとりが主体性を持って、はつらつと生活できるユニバーサルな社会づくりの基盤として、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりに取り組んでいます。

●公共施設のUDチューンアップモデル事業

公園や歩道などの公共施設について、管理者と利用者が一緒に点検評価を行い、ユニバーサルデザインを取り入れた改修を行っています。

●公共工事1件1UD

全ての公共工事で、1工事に1つ以上、利用者の視点に立った使いやすさに関する工夫の実践を目指しています。



UD体験・施設実習



県内企業への優先発注、 県内産資材の原則使用の推進

県内企業の受注機会の確保、雇用の維持等を図るとともに、県内建設産業の持続的な発展を図るため、「県内企業優先発注及び県内産資材の優先使用のための実施指針」、「公共工事に係る県内産資材調達の実施要領」等に基づき、県内建設企業への優先発注や県内産資材の原則使用、県内産出原材料及び技術の優先使用を推進しています。

環境に配慮した公共事業の推進

公共事業は、より良い生活環境づくりに欠くことのできないもので、自然や人々の暮らしに深く関わっています。そこで、公共工事から起こる環境への負荷を軽減しつつ、併せて質の高い環境を保全・創出するため、道路や河川等の各種事業における環境配慮の重要項目や仕組み、環境配慮工事の事例等をまとめた「徳島県公共事業環境配慮指針」に基づき、環境配慮に努めています。



シオマネキ



シオマネキの保全処置(移植作業)

積算基準の設定・策定

●適正な設計単価の設定

公共工事に用いる設計単価は、市場の実態調査を行い設定しています。

- ・一般資材及び主要資材の調査
土木工事設計材料単価を毎月改定
- ・二省協定(農林水産省、国土交通省)に基づく
労務費の実態調査
土木工事設計労務単価を毎年3月に改定

●積算基準書の策定

国土交通省の積算関係基準を準用し、工事費など、積算の適正化を図っています。

- ・土木工事標準積算基準書および設計業務等標準積算基準書を毎年7月に策定

各種基準の制定・改定

施工管理の適正化や業務の合理化及び、的確な運用を図るため、次のような基準、要綱等を定めています。

- ・徳島県土木工事共通仕様書
- ・徳島県土木工事施工管理基準(案)
- ・徳島県設計業務、測量業務、調査業務
共通仕様書
- ・徳島県土木工事請負施行監督要綱



調べてみて!

土木工事における各種基準・提出書類等

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyosha>

[nokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/nokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601/)



用地

主要な業務

用地補償

●用地補償事務

事業用地の取得、建物等の補償、登記等を行っています。

①事業・用地説明会

土地所有者や関係住民の方に事業の目的や概要、用地補償などについて説明します。

②用地測量・物件等の調査

関係者の皆様に土地の境界や事業に必要な土地の範囲を確認していただくとともに、建物等の補償物件の調査などを行います。

③補償金額の算定

買い取りをさせていただく土地の代金や建物などの補償金額の算定を行います。

④補償内容の説明及び協議

補償の内容を説明させていただき、補償金額の提示を行います。

⑤契約締結

補償の内容や金額に了解いただくと契約を締結します。

⑥建物等の移転・土地登記・受け渡し

土地の所有権移転登記を行うとともに、建物等を移転していただき、土地の引き渡しを受けます。

⑦補償金の支払い

土地の引渡しが行われた後に土地代金・補償金を支払います。

●代替地の登録

用地関係者に対する代替地の登録を受け付けています。

土地利用

●徳島県土地利用計画

県土地利用の配分や利用の方向性を定めています。

●地価調査の実施

毎年1回基準地価格を調査し、その結果を公表しています。

●開発行為の適正な執行

【都市計画法の市街化区域：5,000㎡以上、その他の区域：10,000㎡以上】

上記土地に係る開発行為については、協議を義務づけています。

●土地取引の届出

【都市計画法の市街化区域：2,000㎡以上、市街化区域を除く都市計画区域：5,000㎡以上、都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上】

上記面積に係る土地の売買等については、届出が義務づけられています。

災害

防災・災害復旧

災害への対応

県土整備部では、地震・津波、その他風水害等の自然災害に速やかに対処するため、災害情報収集に必要な観測機器を整備するとともに、災害発生直後の職員の配備体制や関係機関等との連絡体制の確立、関係団体等との応援・支援体制の拡充、訓練等による災害時の対応能力の向上など、危機管理体制の強化を図っています。

●防災訓練の状況



崩壊土砂の測量



ドローンによる被災状況調査

災害復旧事業

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路等の公共土木施設は、県民の安全で快適な暮らしを支える重要な施設です。これら施設が損壊すると、県民生活に大きな影響を与えるため、被災した場合には、施設の早期復旧に努めています。

●災害復旧工事

before ▼



平成30年台風7号及び梅雨前線による
三好市山城町粟山(一般県道粟山殿野線)での災害復旧

after ▼

